

第35回

消費者教育推進会議

議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

## 第 35 回消費者教育推進会議

### 議 事 次 第

- 1 日 時：令和 5 年 9 月 29 日（月）14:00～16:00
- 2 場 所：中央合同庁舎第 4 号館12階共用1208特別会議室  
（対面及びオンラインでのハイブリッド開催）
- 3 議 題：
  - 1 「消費者力」育成・強化ワーキングチームについて（報告）
  - 2 事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について（報告）
  - 3 第 5 期消費者教育推進会議の取りまとめ（案）について
- 4 出席者（敬称略、50 音順）：  
委員：東 珠実、安藤 千晶、飯泉 嘉門、色川 卓男、柿野 成美、坂倉 忠夫、坂本 有芳、  
生水 裕美、武井 敏一、楯 美和子、田中 喜陽 永沢 裕美子、長島 淑子、中村 新造、  
宮木 由貴子、山田 洋子
- 5 配布資料：
  - 資料 1 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム取りまとめ
  - 資料 2 事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について
  - 資料 3 第 5 期消費者教育推進会議における審議の概要等及び今後の消費者教育推進  
会議における検討課題について（案）  
（参考資料）
  - 参考資料 1 第 4 期消費者教育推進会議取りまとめ（令和 3 年 9 月）
  - 参考資料 2 消費者教育の推進に関する基本的な方針（概要）

○東会長 それでは、ただいまより、第35回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、川野委員、高山委員、前田委員が御欠席、安藤委員、坂本委員、武井委員、楯委員、田中委員、宮木委員、山田委員がオンラインで御参加いただいております。

それでは、本日、工藤内閣府副大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。工藤副大臣、よろしくお願いいたします。

○工藤副大臣 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介賜りました、このたびの内閣改造で内閣府副大臣に就任いたしました工藤彰三でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

第35回「消費者教育推進会議」の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日の会議は、第5期消費者教育推進会議の最後の会議となります。今期の推進会議においては、消費者教育の推進に関する基本的な方針について、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、非常に闊達な御議論をいただき、自ら及び相互に学び、考え、行動する消費者の育成や、デジタル化への対応、消費者市民社会の一員としての行動促進等の基本的視点や、消費者教育コーディネーターの機能強化等の具体的施策を取りまとめていただきました。また、靈感商法等の悪質商法における検討会等における指摘を踏まえ、「消費者力」育成・強化ワーキングチームを立ち上げ、被害の未然防止のための効果的な教材のあり方等について御議論いただきました。

委員の皆様には、今、求められる消費者教育について、今回、幅広い御観点から真摯な御意見を頂戴し、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。また、委員には、3期、4期にわたりお務めいただいた方もおられます。長きにわたりお力添えをいただき、心より御礼申し上げます。本日で区切りとなりますが、委員の皆様には今後とも御知見や御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様の今後の更なる御活躍を祈念申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。2年間、誠にありがとうございました。

○東会長 御挨拶をいただきまして、どうもありがとうございました。

工藤副大臣は、御公務のため、ここで御退席になられます。ありがとうございました。

○工藤副大臣 すみません。ありがとうございました。

○東会長 報道の方のカメラ撮りは、ここまでといたします。

○東会長 続きまして、消費者庁に7月に御就任された吉岡次長及び藤本政策立案総括審議官に御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○吉岡次長 次長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

○藤本審議官 政策立案総括審議官の藤本でございます。総括ではありますけれども、消費者教育は担当としても直接見させていただきます。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

ます。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議題、3点ございます。1点目が「「消費者力」育成・強化ワーキングチームについて（報告）」、2点目が「事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について（報告）」、3点目が「第5期消費者教育推進会議の取りまとめ（案）について」ということでございます。

それでは、1つ目の議題から進めてまいります。「「消費者力」育成・強化ワーキングチームについて」、まずは事務局から御報告をお願いいたします。

○山地課長 ありがとうございます。

それでは、「消費者力」育成・強化ワーキングチームにつきまして、事務局のほうから御報告させていただきます。資料1を御覧いただきたいと存じます。

9ページを御覧ください。「消費者力」育成・強化ワーキングチームにつきましては、東委員、柿野委員、中村委員にお入りいただきまして、またオブザーバーといたしまして、文部科学省科学、法務省、金融庁に御参画いただきました。

10ページでございますけれども、開催状況につきまして、3回開催させていただいたところです。第1回は12月16日、そして第2回、2月9日、第3回は先月8月15日に開催させていただきました。

第1回につきましては、全国消費生活相談員協会、東京都消費生活総合センターから、それぞれ現場で必要とされる消費者力等についてヒアリングをさせていただきました。

また、第2回の2月におきましては、西田教授、藤川教授から、それぞれ消費者教育の教材の在り方について等をヒアリングさせていただきました。

そして、先月15日につきましては、このたび実際に教材開発をする業者が決まりましたので、そちらのほうから提案内容について説明を受けるとともに、取りまとめ（案）について御議論いただいたところでございました。

そして、決定いたしました取りまとめにつきまして、恐縮ですが、最後のページの概要に沿って御説明させていただければと存じます。

御承知のとおり、このワーキングチームについてでございますけれども、昨年秋の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」等におきまして、消費者被害を未然防止するためには、消費者教育の取組を強化して防止を図っていくことが必要であるという御指摘を受けたことを踏まえまして、このワーキングチームを設置・議論してきたところでございます。

こちらにつきましては、幅広い世代を対象といたしまして、被害防止に必要な実践的な消費者力を育成・強化し、消費者市民社会の構築を図ることを目的とする新しい教材を開発するというところで、今、必要とされる「消費者力」と、それを身につけるための効果的な教材の在り方、普及の方策等について整理いただきました。本取りまとめを踏まえまして、今年度中に新たな教材を開発する予定にしております。

まず、今、必要とされる「消費者力」についての整理でございますけれども、今回につきましては、その発端を踏まえまして、悪質商法による消費者被害の未然防止という観点に注力するというところから整理を行ったところでございました。

まず、第1に、自身が実践する力ということで、違和感を覚えるような気づく力、これまで批判的思考力とも言われておりますけれども、気づく力がまず必要であるということ。それから、きっぱりと断る力。そして、断ることができなかつたとしても、周囲に自ら相談していくような力、この3つの力が大きく必要だという結論を得たところでございます。

第2点といたしまして、周囲をサポートする力ということで、自ら実践する力が弱い方々に対しても、周囲から気づく力、そして働きかける力が作用すれば、未然防止が図られるだろうということで、周囲の異変に気づくような力。そして、相談を勧めるような働きかける力というものを育成しようということでまとめております。

そして、第3点目といたしまして、社会へ働きかける力、参画・協働していくような力ということも併せて育成することによって、被害者が出ないような消費者市民社会といったものが構築されるということで、こういった力の育成ということも目的に整理させていただいているところでございます。

続きまして、効果的な教材・方策についてでございますけれども、まず、教材の対象といたしましては、悪質商法の被害は幅広い世代、それぞれの脆弱性に焦点を当てたようなものが発生しているということで、まず、中高生及び大学生を含むような「若年層」を対象とするもの。また、一般社会人、それから保護者といった観点からの「社会人」というセグメント。それから、見守りの関係者を含みます「高齢者」を対象とするといった3つのセグメントで教材を検討していくと整理させていただいております。

次に、教材の構成についてでございますけれども、総論といたしまして、今回射程にする「消費者力」の概要とその必要性を解説したものを準備することが望ましいということ。そして、各論といたしまして、具体的なトラブル事例を扱って、また消費者が議論やシミュレーション等しながら「消費者力」を実践的に身につけることができるような教材を用意するというところ。

そして、体験型教材につきまして、「断る力」「相談する力」を念頭に、VR等の活用も検討しつつ、消費者がより自分事化できるよう、また、登場人物の立場に立ってシミュレートやロールプレイングができるようなもの。さらに、自発的な参加による双方向のやり取りができることを意識すべきであるということ整理させていただいております。

具体的には「自学」や「自習」ができる教材の工夫、また、授業や講座向けに補助的な冊子教材やワークシート、講師用の解説書等も用意するというふうに取りまとめております。

また、活用を促進する方策といたしまして、対象世代ごとに活用場面を具体的に想定して、また、普及のために関係省庁や地方公共団体、関係団体、事業者等との連携が不可欠であるとまとめております。

今後の課題といたしましては、今回は悪質商法による消費者被害の未然防止ということでございますけれども、この「消費者力」については幅広い分野を含むということで、引き続き「消費者市民社会」の形成に向けた教材の工夫について重ねていくことが非常に重要であるということ。また、いわゆる「消費者力」「消費者市民社会」に関して、継続的に議論・検討を行っていく必要があるということは課題として挙げております。

また、教材についての議論・検討の成果を踏まえまして、実際に行ってみて、改善・補完していくということ。また、普及に向けて関係省庁等と連携していくことが望まれるとまとめさせていただいているところでございます。

駆け足でございますけれども、以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、本ワーキングチームの座長として、私、議論を取りまとめたという立場にございますので、一言申し上げたいと思います。

今、既に山地課長のほうから、内容については御説明いただいたとおりでございます。3回のワーキングを実施して、こちらの概要にある内容について取りまとめを行ったということでございます。

この議論を通して、私が感じたことを3点だけ申し上げたいと思っております。

1点目は、「消費者力」とは何かということについて、十分とは言えないまでも、一応、この推進会議の下にあるワーキングチームで議論を重ねて、一定のこういった結論を導くことができたということ。これはある意味、1つの成果と言ってもいいのかなと考えております。「消費者力」が何かということについては、恐らく御関係の方々は、それぞれのお立場でいろいろな時々に御意見、お考えをお持ちだったこととは思います。私も、例えば自立力と共生力と変革力とか、それからちょっと言い換えて、自立力と見守り力と消費者市民力とか、そういういろいろな形で自分なりに説明してきた機会などもございます。恐らく皆さんもそれぞれのお立場でそういう機会があったことと思います。

しかしながら、こういった形で、推進会議の下で、ワーキングチームの中ではありますけれども、議論してまとめるという形で今回整理ができたということは、意味のあることだと思えました。自身が実践する力、周囲をサポートする力、社会へ働きかける力。

そして、特にこの中に消費者市民社会の構築という言葉がちゃんと入れられているということもよかったなと思うところでございます。今回、このワーキングチームは、被害防止に焦点を当てていましたけれども、そういう中でも消費者市民社会の構築というのが、こういう文字できちんと明示できたということについては、1つの成果といいますか、良かった良点と感じております。

2つ目は、今、実際にこの取りまとめに基づいて教材を作成し始めて着手しているところなのですが、優れた新しい教材を具体的に作るというのは非常に難しい。と言いますのは、これまでいろいろなところで作られて作っている教材がいかに優れているかということ、むしろ感じたということがございます。ですので、今のいろいろな教材は、冊子にし

でももちろん指導書みたいなものも全部ついていきますし、ロールプレイもいろいろなパターンがございまして、自分事化ということがどの教材でも意識されています。そして、動画に至っては、もともと長かったものが、どんどん授業で使いやすいように短くなって、今はTikTokのようなものもたくさん出ている時代ですね。

そういうことを考えると、今回のこの教材がどこにそういうものとは違う特徴を見出せるかというのが、まさにこれから作り込み作りのところで大事になるのではないかと感じた次第でございます。これまでの教材というのは、例えば若者向けの教材とか、高齢者向けの教材とか、それぞれターゲットを絞って、一つ一つばらばらにつくられているわけですね。それに対して今回は、まず先に全体の体系的な教材の必要性を考えた上で、ライフステージ別に作ることにしたのですけれども、ちゃんと全体が見える形でその作業をしようとしているという点が1つの特徴かなと思いますので、その辺りがこの後、きちんと実を結ぶ形でよい教材になればということをお思います。

最後にもう一点は、ワーキングチームの中でも何度も出た意見ですけれども、教材は作った作だけでは、作りっ放し作では駄目だよということでございます。これがいかにこの後、例えば組織的にうまく使われていくような仕組みができるかとか、積極的な働きかけをどういった形で進めていくかとか。実際にワーキングチームの取りまとめの中にも、活用してもらう方策ということでは記載はあるわけですけれども、それが実効性のあるものになって、こういった教材を作成したことが、消費者被害の防止あるいは消費者市民社会の構築といった大きな視点で見たときに、意味があるものとなることを期待しているということでございます。

私からは以上でございます。

本議題に関しまして、そのほか、委員の皆様から何か御意見があればいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 まずは、今回の取りまとめ、本当に御苦労さまでした。特に、最後、会長が言われた消費者市民社会の定義をどうしていくのかというのは非常に難しく、「消費者力」、今回はそのキーワード、定義もまとめていただいて、そこへのアプローチが非常に分かりやすくなったのではないかと心から感謝申し上げたいと思っております。そうした中で、今回の取りまとめが、結果、3番目の資料、全体の取りまとめにほとんどイコールで関わってくる部分がありますので、2点ほど申し上げたいと思っております。

1つは、せっかくここに書かれた中で、ちょっと自己規制的に「消費者力」の定義のところをスタート地点がということ、統一教会の話から書かれていて、ちょっと規制し過ぎているのではないかと。いっそのこと、今の段階、これをやったときには、定義はこうだと。そして、後に書かれているように、今後、実践していくとか、さらに詰めていく必要があるという部分が出てくるのですが、そうしたものにさらに発展していく。ここまでやってきたわけですので、一旦この段階での定義的なものを打っておいたほうが、マイルストー

ンとして分かりやすいのではないか。これだけ社会的にも大問題になったところですので、ぜひそうした点を御検討。というのは、次の第3のところに出てまいります。

あと、今、会長がおっしゃられた教材の使い方も非常に重要になってまいりまして、徳島県知事の時代に、徳島県として消費者庁の皆さんと「社会への扉」を公開授業まで引き受けさせていただいて、学校現場でどのようにこれを実践で使っていくのか。こうしたところが非常に重要になる。今回は3セグメントに分けられて、先ほど若者、高齢者、具体的な事例をおっしゃられたわけですが、それぞれが使うツールというのが今、厳然と分かれてきていますね。

会長がおっしゃられたように、例えばTikTokとかYouTube、動画の範囲。特にTikTokであれば若者、10代、20代。YouTubeになってくるともう少し広がるとか、そうしたDX化、デジタル社会といったものとのリンケージ、こうした点について、ここでも議論された部分があるかと思いますが、そうしたものと。あとは、それを第3の最終取りまとめに具体的に記していく必要があるのではないか。会長がおっしゃられたとおりでと思います。特に学校現場では、GIGAスクールがどんどん進んできているところでもあります。

そして最終的には、障害者の点について議論がなされたのかなされていないのかといった点はあるのですが、もしあるのであれば、例えば若い人たちの中でも、小学校から中学校、高等学校と同時並行的に特別支援学校がありまして、消費者庁の皆さん方と特別支援学校向けのGIGAスクール対応型のデジタル教材というものを、たたき台として既に作らせて作らいただいているところでもありますので、そうしたものをどのような形で、場合によっては脚注あるいは参考資料、こうしたものにつけられると、次へのヒントになるのではないか、このように思っております。

そして1点は、細かい字面の話。これを事前に見せていただいておりますので、1ページ目の「第2. 「消費者力」の整理」の1行目、これは6ページの脚注との関わりもありますので、「第3」で止まっているのですが、「第3条」と入れておかれたほうがいいのか。法律の引用が出てきます。6ページには脚注に出てきてしまうのです。第3条と具体的に書いておりますから、これを見合せられると、第3というのも1つあるのかなと思いましたが、以上です。よろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。ただいまの御発言につきましては、飯泉委員からいただいております。オンラインのほうで画面が十分に見えないということでございまして、すみません、発言者の方につきましては、きちんとお伝えしてから御意見を頂くようにしたいと思っております。

今、頂いた御意見、「消費者力」をいろいろ検討して、この段階での定義という形で何かまとめができないかとか。それから、教材の使い方とDX化とのリンケージの話であるとか。そのほか、第3条の「条」のことも含めて、全体に関して。また、3番目の議題の取りまとめのところ。このことについては検討なり、御意見を重ねていただければと思いますが、そちらとも関係する御意見を頂いたということでございます。ありがとうございます。



した。

ほかの委員から、何かこちらの「消費者力」育成・強化ワーキングチームの報告について御意見等ございますでしょうか。

色川委員、お願いいたします。

○色川委員 ありがとうございます。

こういう取組は非常に良いことだと思っていまして、国としていっぱい教材を作って作って作りたいとは思っているのですが、一方、たくさん教材を今までも作って作らっしゃるわけですね。私の記憶にあるのは「消費者センスを身につけよう」とか、かなり大昔からずっと作って作いて、最近では「社会への扉」があり、たしか徳島で「デジタル社会の消費生活」というのを作られた作だと思いますが、本当にたくさんあるのですが、どれがどういう位置づけなのか、よく分からない。

利用するほうから見れば、どれを使ってもいいのですけれども、使いづらい面もちょっとある気もするのです。うまく交通整理して、例えばこれは特に「消費者力」という言葉を強く打ち出しているところが特徴だとか、そういう形で教材の特徴をうまく伝えていただくと、ユーザーから見ると非常に使いやすいかなと、ちょっと見ていて思いました。ぜひ良いものを作って作って作りたいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。色川委員から御意見を頂いたところです。

確かに、これまで出てきた様々な教材、そして、今回作られる教材について、全体の交通整理といいますか。それぞれの位置づけとか特徴が明確になって、使い手にとってできるだけ使いやすいし、そして効果的に使えるような情報につきましても、また検討できればと思います。ありがとうございます。

ほかに何かワーキングチームの報告についてございますでしょうか。3番のまとめのところにも関わってきますので、そちらで併せて御発言いただくということでも結構でございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

もし、今の御報告への意見について、事務局から何かあれば。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。続いての議題2は「事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について」でございます。それでは、事務局から御報告をお願いいたします。

○山地課長 ありがとうございます。

それでは、資料2を御覧いただきたいと存じます。「事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について」ということで、御案内のとおり、成年年齢引下げに伴いまして、学校教育における消費者教育というものを、文部科学省等ともしっかり連携しながら進めさせていただいているところでございますけれども、学校を卒業された方々へのアプローチということで、職域における消費者教育の取組の一步目ということで、

新人向けのプログラムの開発ということで、昨年、プログラムの開発を行ったところがございます。こちらにつきましては、検討会の座長に坂倉委員にお入りいただき、また柿野委員にも作成にお関わりいただきまして、昨年度完成したところがございます。

この意義といたしましては、左側に3つ書いておりますとおり、消費者教育推進法における「事業者・事業者団体の役割」といたしまして、消費生活に関する知識・理解を深めるように努めるという役割も持っているということ。

2点目といたしまして、成年年齢引下げに伴う若年者への教育の推進ということで、学校段階のみならず、職域に入られた若者についても支援が必要であるということ。

そして、3つ目といたしまして、消費者志向や持続可能な社会に向けた企業活動の必要性ということで、社会や消費者から企業に対して期待するものといたしまして、企業市民として、消費者志向経営を進め、消費者とともに持続可能な社会を目指す活動が期待されているということをもって、職域における消費者教育について、その役割が望まれるということで、5つの研修プログラムの開発を行ったところございました。

タイトルにつきましては、「消費者と企業人の視点で考えよう 消費生活のキホン」ということで、従業員の方々も消費者であるということ、「消費者」としてより良い消費生活を実践する力を身につけることが必要であるということ。また、「企業人」として、消費者志向の企業活動を創造する力が求められるということ。その2つの視点を生かした「協働・共創」する力を育成する重要性が高まっているということ、この研修プログラムをぜひということでお勧めしていくことにしております。

具体的には、5つのカリキュラムの内容ということで作成されたところがございます。

1点目が、消費者トラブルへの対応ということで、消費者トラブルを防ぐために必要な知識を学ぶ内容になっております。

そして、2点目といたしまして、持続可能な社会の形成ということで、SDGsとは何かでありますとか、その達成に向けた消費者と企業の取組事例等について、まとめているところがございます。

3点目が、製品安全の考え方ということで、誤使用や不注意等による製品事故を防ぐ方法についての内容となっております。

4点目が、生活を支えるお金ということで、未来を考えた計画的なお金の使い方を学ぶということで、家計管理や資産運用等を内容としたプログラムとなっております。

5点目が、インターネット投票ということで、こちらの被害が増えているということで、インターネット取引やデジタル広告についての注意点等を学ぶ内容ということで、必要な5つのカリキュラムの内容ということで開発いただきました。

研修用ツールといたしまして、右端に書いてございますとおり、研修用スライド、受講者用講義動画、受講者用ワークシート、そして受講者用アンケート。また、講師向けツールといたしまして、講師用指導マニュアル、研修ガイド動画ということでコンテンツが用意されております。

こちらにつきまして、必要なカリキュラムやパートをカスタマイズしたり、コンパクトに学べる講義動画等が用意されております。

この教材が開発されたことに伴いまして、次のページでございますけれども、今年度は新人向け消費者教育研修の事業ということで、出前事業を行っております。こちらにつきましては委託事業となっております、具体的には東京弁護士会の方で行っていただいております。5つのカリキュラムにつきまして合同説明会の開催でございますとか集合研修、また個別の出前講座にも対応するというので、今、絶賛参加者募集中ですので、先生方にもぜひこちらについて出前講座の希望等ございましたら、御用命いただければと考えておるところでございます。

なお、消費者庁でもやるべきではないかということで、今年度の新採の職員の方々向けにも、特に2つ目の持続可能な社会の形成ということについて、このカリキュラムを受託・作成いただきました消費者教育支援センターの開発いただいた方に、実際に来て、職員向けに40分程度、ワークショップをやっていたのですけれども、本当に盛り上がりまして、いいプログラムを開発いただいたと考えておるところでございます。こちらにつきまして、出前講座を活用して、ぜひ新人向けに普及・活用促進していきたいと考えておるところでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、一番上の四角囲みでございますけれども、今年度につきましては、壮年・退職期向け研修プログラムの開発ということで、継続して坂倉委員に座長にお着きいただきまして、また柿野委員にもお入りいただきまして端緒についてございまして、引き続き、壮年・退職期向けにもいいプログラムが開発できるように取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○東会長 御説明ありがとうございました。

こちらの議題につきまして何か御発言等ございますでしょうか。座長としてプログラムを作って作いただいた坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 御指名でございますので、ACAP、坂倉でございますが、一言お話しさせていただきます。

今、お話がございましたが、今回のこのプログラムについては、実際の作業は、柿野さんをはじめ、消費者教育支援センターさんがやられましたが、検討会の座長を私がさせていただきます。その立場として、2点ほどお話ししたいと思います。

1点目は、自分で言うのも何なのですが、とてもよくできたプログラムになっています。消費者の視点と企業人の視点と、両方から考えるという構成になっていまして、消費者の視点として消費者被害に遭わないということだけではなくて、逆に企業の立場から見て、消費者視点の企業活動をしましょう、消費者志向の活動をしましょう。そして最後に、消費者と事業者が共創して持続可能な社会をつくっていきましょうという構成を、この5つのカリキュラム全てにおいて組み立てておりますので、とても良いプログラムだと思います。

ホームページで公開されていますので、ぜひ皆さんも一度御覧いただければと思います。

2点目は、教材を作る作だけじゃなくて活用しなければいけないというお話が、今日も東会長や飯泉委員、色川委員からもございましたが、今回は、今、御説明ございましたが、プログラムを作った作だけでなく、早速委託事業として、この研修を実際に企業でやってもらおうという事業を始めております。山地課長からも絶賛受付中というお話ございましたが、私どもACAPとしましても、来月でしたか、月例会で会員が東京で集まる機会があるのですが、その場に東京弁護士会の方に来ていただいて御説明をお願いする予定にしていますので、今日御出席の委員の先生方、関わりのある事業者とか団体等ございましたら、ぜひこの教育研修を実施、御紹介あるいは開催を検討いただきますようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。とてもよくできたプログラムということで、非常に期待しておりますが、既に公開されておりますね。消費者の視点、そして企業人としての視点、共につくる共創ということで、まさにつくる責任、使う責任ではないですが、持続可能な社会に向けて、そういった視点でプログラムができたということ。そして、とにかく教材を皆さんに御活用くださいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

では、生水委員、お願いいたします。

○生水委員 ありがとうございます。

今の研修教材について少し教えていただいてもよろしいでしょうか。こちらの研修用ツールというのを拝見させていただくと、研修スライドと受講者動画というのがありますけれども、これは例えばオンラインでこの動画を見るということで研修になるのか、企業の方が会社の職員を集めて、そこに講師が行って、この教材を使って研修を開催していくのか、その辺りの活用の方法というのがどのような形になるのかが1点と。

もう一つは、自治体職員もこれを受講することは可能なのか、そこを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

○東会長 ありがとうございます。

今の点は事務局からお願ひします。

○山地課長 ありがとうございます。

自治体の方々にもお使ひいただける内容になっていると考えております。

実際の形でございますけれども、動画につきましては、消費者庁のYouTubeのほうに掲載しておりますので、こちらからオンラインで御覧いただけるのではないかと考えております。

また、研修用スライドにつきましては、YouTubeという形になっておりませんので、消費者庁のホームページに載っておりますので、そちらのほうからダウンロードいただ

ければ御活用いただけるのではないかと考えておるところでございます。ぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

ほかの委員、何かございますでしょうか。

柿野委員、お願いたします。

○柿野委員 こちらの教材の作成に関わらせていただきました。今、高い評価を頂けて頂うれしく思っているところですが、先ほどの使い方という点での御質問のお答えにもなるかと思うのですが、動画の部分は、パワーポイントで講師が説明してもよいですし、オンラインのe-ラーニングのコンテンツとして置いておいて、動画を見てもらうという使い方もできる仕様になっています。企業研修の仕組みが企業ごとに全く異なっているという中で、使いやすい形で選んで使用していただけるよう作成させていただきました。

特に、このカリキュラムはワークが非常に重要な意味を持っていて、消費者の視点を獲得し、さらに企業人としての在り方を学んだ上でジレンマ課題を与えて、例えば消費者トラブルであれば、エステ店員はノルマがあるので客を勧誘して成績を上げなければいけない。けれども、あまりにやり過ぎてしまって、お客さんが消費生活センターに相談して、それが上司から怒られる原因になった、というストーリーが設定されています。この課題が与えられた上で、企業人としてどのように行動していったらいいのか、消費者であればどういうところに気をつければいいのかということを考えながら、自身の実際の業務を振り返りながら、企業と消費者の共創の在り方を考えていくという点が、ワークを通じてしっかりと身に付くような構成になっています。

私自身、大手生命保険会社の全額新入社員を対象に、この「消費者トラブルへの対応」を使って研修させていただいたところ、保険会社なので契約を勧めていくという立場であるけれども、自分が全く契約のことを知らなかったとか、お客様も契約についてはよく理解していないという前提に立って企業活動をしていかなければいけないのだというような、お客様本位経営に深く踏み込んだ感想がたくさん見られていました。皆様にもぜひ使っていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○東会長 柿野委員、ありがとうございます。ただいま、このプログラムの使い方について、ワークが重要で、ジレンマ課題があつてということで、非常に興味深い内容であること。そして、実際に保険会社さんでやったときのことなども伺いましたので、委員の皆様にはよりイメージが明確になったかと思えます。ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

永沢委員、お願いたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

まず、職域における消費者教育についてです。本日は、金融庁からもオブザーバー参加されていますけれども、金融庁のほうでも職域における金融教育をこれから進めることを

予定されています。両省庁が連携して進めていただかないと、事業者は研修を何度も実施するわけにはいきませんので、ここは整理して進めていただく必要があるのではないかと思います。どんなにいい教材でも、受講する時間がなければ宝の持ち腐れになってしまいます。有効活用のためにも、省庁間でしっかり話し合っていたいただきたいと思います。」

それから、消費者庁だから消費者としてのパートということではなく、むしろ企業人としてというパートの方をやっていただいたほうが、企業側は受け入れやすいのではないかと思います。昨今、公正な取引に関する問題がいろいろな業界で問題になり始めています。市場における公正という考え方を研修の中で取り上げることができるのは、役所の中では消費者庁であろうと思います。消費者の視点、企業人としての視点という、2つの視点から研修を実施できるのは、恐らく消費者庁だけと思うからです。、少しでも企業に、このせっかくつかったプログラムに目を向けていただきたいと思います。どこをアピールポイントにしたらいいのかと考えますと、全てをやってくださいというのも難しいと思い、以上の提案をを申し上げました。

金融庁のほうでも、今、金融経済教育ということで、経済的に自立した社会人ということもやっておられますので、重なる部分があると思っておりますので、うまく連携していただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○東会長 永沢委員、ありがとうございます。このプログラムをこれからもっと皆さんに使っていただくのに当たって、関係省庁の間の連携をうまくやって、より有効な活用をしていただくということでございましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。オンラインの委員の皆様もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この議題につきましては以上とさせていただきます。

続いて、議題3に移らせていただきます。第5期消費者教育推進会議、本日最後となりますが、こちらの取りまとめ（案）についてでございます。では、初めに事務局から御説明をお願いいたします。

○山地課長 ありがとうございます。

それでは、資料3に基づいて御説明させていただきたいと存じます。今回の消費者教育推進会議につきましては、最後の8ページでございますけれども、大命題は基本方針の改定というところでございまして、昨年2月9日に第31回ということでキックオフ、始まりまして、こちらで「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しを開始いたしました。そして、成年年齢引下げに伴う動きについての報告、成年年齢引下げに伴う取組も並行して行ってきたところでございました。

第2回は、7月でございまして、引き続き基本的な方針の見直し。そして、若年者等への消費者教育の取組についての御報告も行ったところでございました。

第3回が、10月ということで、引き続き基本的な方針の見直し。そして、消費者教育施策に関するKPIの案について、ロジックモデル等、こちらの案を御説明させていただいたり、また、ここで「消費者力」育成・強化ワーキングチームの立ち上げについて決定していただきました。

第4回は、今年の2月の開催でございまして、基本的方針の変更（案）について御議論いただきました。また、「消費者力」育成・強化ワーキングチーム、2回目分についての御報告。それから、消費生活意識調査につきまして、消費者教育についてとエンカル消費について調査したものについて、こちらで御報告させていただきました。

最後が今回ということで、ワーキングチームの取りまとめの御報告。それから、新人向けの職域における研修プログラムの御報告をさせていただいて、この取りまとめ（案）の御議論をいただいております。

それでは、取りまとめ（案）について御説明申し上げます。

1ページに戻るのですけれども、第5期の初回に第4期で取りまとめされた課題等についてお示しして、これに沿って、当面の課題として議論していくことにしたところでございます。こちらが基本方針の見直し案の議論、それから、第4期の取りまとめで示された課題について議論を行うということで、基本方針の見直しについての議論を優先的に行うこととして、課題についても基本方針の議論を行う中で重点的に議論を行うという方針を決めたところでございました。

そして、行った2年間の審議の概要について以下のとおり示すということで、1点目は「消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更」についてでございます。前回の変更は平成30年3月20日ということで、5年が経過するというところで、こちらについては、推進法でおおむね5年ごとに見直すことにされておられることも踏まえまして、計4回の推進会議において、また消費者委員会でいろいろ頂いた意見も参考としながら議論を行っていただきました。その結果、第34回推進会議、2月の会議におきまして、国が作成した変更案について、妥当であるという結論を頂いたところでございました。

この今回の基本方針におきましては、基本的視点というものを置いていただきました。

1点目が、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進ということを第1に掲げさせていただきました。

2点目が、多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応ということで、成年年齢引下げでございますとか高齢化の進展。また、孤独・孤立の進展といったこともございました。

3点目が、デジタル化への対応ということ。

そして、4点目が、消費者市民社会の一員としての行動の促進ということで、SDGsの機運の高まり。また、災害等緊急時の対応等についても踏まえた上での基本的視点ということで掲げさせていただいたところでございました。

この4点を定めて、その上で多様な主体の連携を促進するためということで、消費者教

育コーディネーターの機能の強化を図ることが大きな課題となりました。

また、今後、KPIの検討・設定を進めるということも打ち出したところでございました。

さらに、これまでの基本方針の対象期間は5年間でしたが、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、地方からの要望ということで、消費者基本計画と、この消費者教育の推進に関する基本方針に基づく計画の対象期間を一致してほしいという要望がございました。このため、今回の基本方針に限り7年間とすることによって、基本計画と期間を合致させるということで、7年間とすることとさせていただきます。

ただし、7年というのは期間が長過ぎるのではないかという御意見もございましたので、期中におきましても必要に応じて変更を検討することにさせていただきます。

国は、新たな方針を踏まえ、関係省庁間において連携を強化するとともに、地方公共団体、関係団体等と緊密に連携して、この方針に基づく取組を進める必要があるところでございます。

なお、第4期推進会議取りまとめで示された課題につきましては、基本方針の見直しの議論の中でも、委員等より活発な意見交換がなされ、基本方針に反映されたところでございました。

次に、2点目の「「消費者力」育成・強化ワーキングチーム」についてでございます。こちらにつきましては、先ほどお話にございましたとおり、第1の議題でお話申し上げたところでございまして、第1に「自身が実践する力」として、3つの基本的な「消費者力」。

それから、第2に「周囲をサポートする力」として、「気づく力」「働きかける力」。

そして、第3の力といたしまして、「消費者市民社会の構築」を図っていくことで「社会へ働きかける力」を掲げさせていただいたところでございました。

その教材の対象として、若年層、社会人、高齢者ということ。それから、教材の構成につきましては、総論と各論、それぞれ御用意するという。また、教材を活用されるものとするために、対象集団ごとに活用場面や学習に要する時間を具体的に想定して、連携体制の構築にも力を入れることが必要であるとしております。

さらに、「消費者力」の定義につきましては、消費者被害の防止にとどまらない、幅広い分野を含むものであるということで、継続的に議論・検討を行っていく必要があると盛り込んだところでございます。

3点目の「その他」についてでございますけれども、(1)といたしまして、若年者への消費者教育の推進についてということで、令和4年4月の成年年齢引下げに向けまして、関係省庁（消費者庁、文部科学省文科省、法務省、金融庁）の4省庁で、まず令和3年3月に「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンというものを決定いたしまして、地方公共団体・大学等、また関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的な取組を実施したことについて報告させていただきました。

また、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」という3か年のプランにつきましても、令和4年に4省庁の会議で決定いたし



まして、これに基づきまして、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育への進展ということ。また、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後も消費者教育の実践・定着に向けて連携して取り組むことにいたしまして、このプランに基づく取組についてもそれぞれ報告させていただきました。

また、先ほどでございますけれども、新人向けの消費者教育研修プログラムの開発についても報告させていただいたところでございました。

こうした取組につきましては、今後とも引き続き推進会議の意見も聴きつつ、継続的に若年者への消費者教育を推進することが必要であると盛り込ませていただいているところでございます。

(2)といたしまして、KPIについてでございますけれども、基本方針においても、KPIの検討・設定が盛り込まれたところでございますけれども、消費者庁において、より適切な指標の検討のために、ロジックモデル、KPIを作成いたしまして、第33回推進会議において議論していただきました。それから、消費者教育に係る消費生活意識調査の結果についても御報告し、議論いただいたところでございました。

こうしたことも踏まえまして、新たなKPIにつきましては、消費者基本計画工程表の改定版、今年6月に改定されたところでございますけれども、こちらに反映されたところでございます。国は、KPIの達成に努めるとともに、必要に応じて推進会議の意見や新未来創造戦略本部等におけます実証データの検証結果等も踏まえながら、引き続き検討することが必要であるとさせていただきます。

次、4点目でございますけれども、「次期推進会議における課題」ということで、第5期推進会議におきましては、基本方針の見直しを優先的に行っていただきました。その中におきまして、第4期において課題とされた事項についても議論を行ったほか、「消費者力」に係るワーキングチームを立ち上げ、議論、取りまとめを行いました。

次期第6期推進会議におきましては、新たな基本方針に定められた四つの基本的方針を踏まえつつ、以下の事項等について議論を行うことが期待されるということで、四つの事項を掲げさせていただいております。

まず、(1)がデジタル化に対応した消費者教育の推進ということで、基本方針におきましても、著しいデジタル化の進展についての対応が必要であるということで、そういった観点から見直しを図ったところでございますけれども、この盛り込んだ内容について実効性を確保することが必要であると考えられます。また、技術革新による大きな変化に伴いまして、消費者の脆弱性がますます高まっているということを踏まえながら、デジタル化に対応した消費者教育につきましては、新たな教材開発や活用、また担い手の育成、情報提供等、継続的に一層検討していくことが必要であると盛り込ませていただきました。

(2)といたしまして、地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備ということで、これまで消費生活センターの拠点化、また地域の特性に応じた消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育コーディネーターの配

置・育成の促進等が進められまして、全県で計画策定、協議会の設置、またコーディネーターの配置が進められる等、一定の成果を上げてきたと考えられるところでございます。また、引き続き多様な消費者の特性を踏まえた細やかな対応でございますとか、地域社会と企業との連携による一層の実効性の確保、支援方策等を図っていくことが必要とございまして、さらなる体制整備を図っていくことが必要とまとめさせていただいたところでございます。

(3)でございますけれども、「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育ということで、基本方針の新たな基本的な視点におきましても、「消費者による自ら及び相互に『学ぶ』『考える』『行動する』ことの促進」、「消費者市民社会の一員としての行動の促進」と掲げさせていただいているところでございまして、SDGs達成を推進する機運の高まりや消費者を取り巻く環境の変化等を受けまして、消費者市民社会の形成に参画する消費者の消費者市民としての育成に向けました消費者教育の重要性が一層高まっていると考えております。また、消費者市民社会への理解促進や、エシカル消費の普及啓発等について、効果的な手法や担い手への支援方策等について、引き続き検討する必要があると考えられるところでございます。

続きまして、(4)「消費者力」の育成・強化に向けた方策ということで、ワーキングチーム取りまとめに基づきまして開発する新たな教材について、悪質商法等による被害を未然防止するために、より実践的な「消費者力」を育成・強化することができる教材の今年度中の開発に向けまして、引き続き検討していく必要があると考えております。

また、各自治体の教育委員会等を含む関係機関に連携いただきつつ、学校や大学等の教育関係者、地域社会等の消費者教育の担い手、また自学等におきまして効果的な普及・活用促進を図っていくために、引き続き内容や活用方策等について検討していく必要があると盛り込ませていただきました。

以上でございます。

○東会長 御説明ありがとうございました。

ただいま、今期の、第5期の推進会議の取りまとめということで御提案いただいたところでございます。こちらは、委員の皆様には既に一度お目通しいただいているものと思いますが、今期はとにかく基本方針の見直しという部分で、全体で5回のうち4回目まで、それに関連する議論を行ってまいりましたので、それ以外については、並行しながら成年年齢引下げの関係で若年者への消費者教育のことをやり、そして、後半は先ほどの「消費者力」育成・強化ワーキングチームのことがあったと。あと、KPIのこととか、特に基本方針について議論する中で、いろいろなことが検討されたということであったかなと思っております。

委員の皆様におかれましては、こちらにつきまして何か御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

生水委員、お願いいたします。

○生水委員 生水です。ありがとうございます。

今回、第5期会議に参加させていただきまして、本当に勉強になりました。皆様、どうもありがとうございました。

次期推進会議で検討いただく内容としてお願いしたいことをお伝えさせていただければと思っています。資料3の3ページに、対象者に高齢者等を考えた場合の見守りの観点で「周囲をサポートする力」として、①に家族等の異変に「気づく力」とあります。ただ、単身高齢世帯とか身寄りのない高齢者が増加している中で、家族とか社会とのつながりがなく、地域で孤立している方に対する、こうした見守りの視点も必要ではないかと思えます。地域で孤立する方々をつなげる方法としまして、例えば地域の自治会では、一人暮らしの高齢者宅に見知らぬ人とか車が頻繁に訪ねてくる状況を把握しやすいし、民生委員さんについては、日々の高齢者訪問とか防災訪問、百歳体操、そうした地域と関わる中で活動されているので、消費者被害等に気づきやすい利点があります。

また、見守り活動によって発見されました消費者被害を解決するだけでなく、今後の生活を守るために、日常生活自立支援事業の福祉サービス、そして成年後見制度の検討が必要な場合があるので、地域福祉権利擁護事業を担っておられる社会福祉協議会、そして介護・障害福祉サービス事業所との連携というのはとても重要です。

併せて、消費者被害に遭った方々の中には、日常生活が著しく困窮したり、周囲に迷惑をかけたことへの自責の念から希死念慮を抱かれる方も少なくないので、そのため消費者被害の対応には、自治体の高齢者、また障害者担当部署だけではなくて、生活支援・自殺対策も視野に入れて、メンタルヘルス、自殺対策、生活困窮支援等の関係部局との連携が必要になると思います。

こうした地域の連携を進めていくには、消費者安全確保地域協議会の推進と同時に、地域共生社会の実現に向けて取組が進められている重層的支援体制整備事業を活用して、両制度が地域における見守り活動を一体として運用するなどの連携を図ることが重要ではないかと思えます。

野洲市では、消費者庁と警察から押収した顧客名簿の提供を受けまして、それを見守りリストとして作成して、警察、民生委員、庁内関係課と情報共有しながら効果的な見守り活動を行っております。令和5年度の見守りリストは約1000人として、そのうち6割が65歳以上の高齢者です。また、重層事業を活用して、地域の協力事業者・団体47と見守りネットワークを締結して、地域で緩やかな見守り活動を行っています。

厚生労働省と消費者庁が、令和3年10月に重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度の連携についての事務連絡を発出いただきましたが、ぜひともこの重層事業や孤立・孤独対策の連携など視野を広げた取組について、消費者教育推進においても反映いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○東会長 生水委員、ありがとうございました。高齢者を取り巻く地域の連携ということ

でございます。3ページのところの「家族等」という表現について、さらに御指摘いただきましたが、第三のほうで、「自分自身や家族等身近な周囲の人々にとどまらず、さらにその周囲にいる人々」ということで、家族等の延長線上に地域の人と人との関わりというのがあるのだろうということかと思えます。次期の推進会議の課題でも、地域における体系的な消費者教育推進ということもございますので、今、具体的にいただきました御意見を踏まえて、ぜひまた次に向けて御検討いただければと思います。ありがとうございました。

ほかの委員、何かございますでしょうか。

長島委員、お願いいたします。

○長島委員 私からは、小中学校の現場からの視点で少しお話しさせていただきたいと思えます。成年年齢引下げに伴う対策として、高校生や大学生向けの取組は大変充実してきているなというのを感じます。ただ、若年層を中高生と捉えると、中学生から消費者力の素地をしっかりと養うということがすごく大切になってくると思うのです。そこで、先ほどのワーキングチームの提言の4ページに、教材についてということで大変すばらしいものが、こんな教材がいいのではないかというものが挙げられておりまして、本当にそのとおりだと思えました。

これを小中高、それぞれの世代に合わせて行っていくことがすごく大切になってくると思っております。先ほど先生方から本当にすばらしいものができているよというお話がありましたけれども、すばらしい国の取組が現場に届かなければ意味がない。本当にもったいないことだと思いますので、国と現場をつなぐためにどうしたらいいかというところで、橋渡し役として各自治体の教育委員会の役割というのはとても大きいと私は考えます。現場の教員の研修ももちろん大切です。それもやっていただきたいですし、それを中学生や高校生にどんなふうに落とししていくのか。

先ほど色川先生からも、それぞれのポイント、重点を紹介してほしいとか、小中学生・高校生に合うものはこんなものがあって、こんな授業をしている人がいる。こんなすばらしいことができるのだよということを現場の先生方に教えてあげるといった研修も必要なのではないかと思えます。

そして、自学自習という教材も作って作っていただいて、それはすばらしいことだと思うのですが、まだまだそこまではハードルが高いかと、現場から見ると思えますので、授業の中でそれぞれの小中高で、より具体的な体験的な学習をできるということが一番効果的なのではないかと思えます。できたものを活用するための工夫として、教育委員会にも大いにその役割を担っていただけるように働きかける必要を強く感じます。よろしくお願いたします。

○東会長 どうもありがとうございました。成年年齢引下げをきっかけに、高校を中心に消費者教育の推進・強化が図られ、中学もということですが、さらに小学校というところから、小中高、それぞれの世代に合わせて消費者教育推進について、さらに具体的に考え

ていく。その際に、国の取組が現場に届くようにということで、自治体の役割とか教育委員会の働きかけとか。先ほど来出ております、今後作って作いく教材につきましても、まさにどうそれが有効に活用されるかというところにかかっていると思いますので、今の御意見も参考にさせていただきながら、今後、教材の使い方だったり、現場でのより効果的な消費者教育の在り方であったり、御検討をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

色川委員、お願いいたします。

○色川委員 ありがとうございます。

最後だと思ったので、いろいろ考えて、見てきたのですけれども、例えば私、一番気になっているのは、今までせつかくやってきたことが続かなくなってしまう。一度、わっと盛り上がって流行するのだけれども、その後がうまくアフターケアというか、アフターサービスが続かないところがあるなと思っています。

例えば消費者庁のLINEに「若者ナビ！」がありますね。あれは、4月以降、更新されたのが6回で、月1回ペースなのです。恐らく消費者庁さんが独自に得た情報を基につくっているから数が少ないのかもしれませんが、ユーザーから見たら極端な話、何でもいいわけです。例えば国民生活センターさんが出している情報だって、消費者庁の「若者ナビ！」に上がってくれば、それは若者としては使える情報ではないですか。実際、国民生活センターさんのほうで9月、どれだけ上がっているかと思ったら、10回更新があって、若者向けは5本あるのです。つまり、9月だけで5本あるわけです。

ということは、つくって登録して、私も見ていますけれども、滅多に来ない。たまに来ると、来たなという感じで、すごくもったいない。せつかくコンテンツをつくったのなら、それをちゃんと使ってもらえるだけの情報を提供するという努力も大変重要ではないかというのが1つです。

2つ目は、ポータルサイトの件です。私がいつも言っていて申し訳ないですけれども、学生とこの前、チェックしたのです。そうしたらリンク切れが起こっていたり、誤字脱字があったり、ちょこちょこあるのです。月に1回や2か月に1回はチェックして回って、そういうところを含めて直していくことが大変重要ななと思います。書き方についても若干問題があるのもあったのです。ポータルサイトを直したのはいいのだけれども、結局、後のフォローが足りないわけで、そういうものも含めて。新しいことをやるのは大事なのですけれども、既存のものもちゃんと丁寧に押さえていくことも心がけていただきたいというのは、強く思っています。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだなと感じておりますが、今の辺り、何か。お願いいたします。

○山地課長 ありがとうございます。

ポータルサイトについては、なかなか目が届かなくて恐縮です。月1～2回は厳しいかもしれないですけども、なるべくフォローして御活用いただけるように、今年度、より見ていただいているものが上に出てくるとか、工夫を重ねるような改修もしたところです。中身についてのフォロー、メンテナンスを是非していきたいと存じます。

また、「若者ナビ！」については、すみません、こんなことを言うと縦割りですが、担当のところにお伝えしたいと思います。ちなみに、我々がやっている「18歳から大人」Twitterには、国民生活センターの情報は結構上げているところがございますけれども、いろいろなところでお届けできるように連携しながらやっていきたいと存じます。

それから、すみません。先ほど長島委員にお話いただきました教育委員会との連携、非常に心強く感じてございます。先日、文部科学省ともお話申し上げて、そういう結節点であるところがコーディネーターの役割の大きな1つになってくると考えておりました、おり文部科学省からも御提案いただいて、コーディネーターがここにいるという通知もお出しいただいたりしたところがございます。また、来月17日にコーディネーター会議も行いますので、そういった役割を期待されているし、非常に大きな役割だということをしっかりお伝えして、コーディネーターの方々にも教育委員会にしっかりお働きかけいただいて、ワークするようしていきたいと考えます。どうもありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかに。

坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 坂倉でございます。

実は、私はこの消費者教育推進会議の委員をこれでもう6年やっているのですが、この6年で感じたのは、デジタル化とか成年年齢引下げとか、環境がいろいろ変わっていく中、消費者庁の指導で非常に熱心に新しい取組が進んで、優れた成果物もたくさんできてきていると感じております。ですので、こういったことを踏まえて、ぜひ改めて体系なり、あるいは情報の整理というのが大事ではないのかと思います。

1つには、先ほど色川委員からもお話がありましたポータルサイトで、全ての教材がここへ来たら見れる。それが分かりやすく整理されて、すぐに引き出せる。残念ながら、せっかく教材をつくってもポータルサイトに上がっていない教材があるのも事実ですので、全ての情報がここで集まっていて、整理して、困ったときには取り出しやすく、見やすいようにするというのが1点。

もう一点は、消費者教育の体系イメージマップですね。平成25年に作っていますので、今年でめでたく10周年ですが、10年間、何も変わっていないのもどうかということなので、10周年記念ということで、ぜひこれを機会に次期推進会議で見直しを御検討いただければというのが希望でございます。

以上でございます。

○東会長 坂倉委員、ありがとうございます。体系イメージマップのことは私も非常に

気になって、先ほどもちょっと申し上げたところでございますが、次期に地域における体系的な消費者教育推進ということで、ここの辺りにも「体系的」ということが使っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

あと、今、お手が挙がっているのが、飯泉委員、そしてオンラインのほうで坂本委員、そして永沢委員、この順番ですみません、お一人ずつお願いいたします。飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 御指名ありがとうございます。飯泉でございます。

今、色川先生からお話のあったポータルサイトをはじめ、更新の話ですが、これは公のものはどこも同じ課題を抱えていまして、直営でやるのはなかなか大変なので。徳島でやってきたのも、例えば大学の先生方をお願いして、ゼミのそうしたものに 관심이高い学生の皆さん方にチェックしていただく。そして、ホームページもそうですけれども、1か月に1回の更新では遅いと言われて、できれば週1回ということがあったり、リンク切れの話もあったり。そうしたチェックというのは、学生の皆さん方のほうがたけているんですね。だから、そうした新たな協力関係といったものをしていくことが、双方向になって、よりよいのではないかと。

そうすることによって、消費者庁の皆さん方の働き方改革にもなりますので、ぜひ先生方の御協力を求めていると思います。働き方改革の最たるものが徳島にある新未来創造戦略本部になりますので。

それでは、以下3点申し上げたいと思っております。

まず、1点は、2ページにありました、基本方針と基本計画との数合せの話。これは我々地方あるいは知事会のほうから申し上げて、これを積極的に、そしてこうした具体的な形にさせていただいたこと、心から感謝申し上げるとともに、その課題については既にお話いただいたとおり、7年、長いのではないかと。当然のことでもありますので、そのチェックともどもお願いしたいと思っております。

次に、2点目。先ほど資料1のところでも申し上げたところですが、せっかくここまで「消費者力」、特に3ページにワーキングチームの取りまとめとして書かれておりました、例えば第一の前のところには、「消費者力」の内容についてということで具体的に大きく3つ挙げているのです。これが第一、第二、第三と分かれてくるのですが。

そこで1点、これは御判断をお任せするのですが、第一のところには3つの具体的なものが出てきます。特にこれは資料1の別紙1に図式化がきれいにされているのです。こうした点を見た場合に、最初に協議いただいたときは第二と第三に分かれていなかったのです。これが1つになって、帰結は「消費者市民社会の構築」に向かっていくのですが、いわゆる「働きかける力」というのが大きくあって、周囲、あるいはそれを延長して社会に働きかけていく。

しかし、考えてみると、第一のところの①、②、③と対比して、果たして働きかける力をあえて2つに分ける必要があるのかどうか。ここは特に第二の部分が、見守りネットワ

一クの話もあり。ただ、これは全国でも市町村レベルまでほとんどでき上がってきたものでもありますので、どちらかというところ第三のところが大変重要になってくるということがありますので、このままでいくというのは1つあると思いますし、あえて第二、第三を当初の案のように1つにまとめて、逆に働きかける力なのだと。それが大きくできることによって、帰結である「消費者市民社会の構築」が本当に見えてきたといったことを書かれるほうが、より進むのではないか。これはどちらを選ぶかというのは、今後、第6次に向かった話もありますので、お任せいたしたいと思います。

そして、最後、デジタル教材。今もいろいろお話がありました。先ほど少し申し上げた、障がい者の皆さん方の視点。特に、これも障がい者になってからではもう遅いのですね。ということで、既に消費者庁の皆さん方とともに特別支援学校。これは小学部から始まって、中等部、高等部とあるわけです。健常者と同時並行になるものですから、これを一緒に作り上げて作デジタル教科書ができ上がっているのですね。しかも、今、GIGAスクールでタブレット型端末で、特別支援学校の生徒さんたちも1人1台持っているところが大半になってまいりました。

ですから、そうした皆さん方にはいろいろな障害特性があるのですが、タブレット型端末を持つことによって、様々なバリアフリーあるいはユニバーサルが始まって、一歩踏み込んだ形になっていく。こうした点もぜひお考えいただければいいのではないかと。そうしたものを示唆する何か一言入れていただければ、がらっと変わってくるのではないかと。

というのは、平成30年に戻っていただきたいのですが、消費者庁の皆さん方、初めてG20のときに消費者政策国際会合を徳島でやっていただきました。そのときに徳島セッションを、あえて消費者庁の皆さん方にお認めいただいてやったときに、そのセッションで世界中から参加した皆さん方が、これから大変なのはデジタル社会なのだ。これをどう教材をつかって、どう若い皆さん方に教えていく必要があるのか。そうした点を徳島の子供さんたち、高校生などが具体的に英語でセッションをやったりした中で、既に日本はでき上がっている。実は、世界中から期待が高いのです。ということで、遅れることなくデジタル化に対応する。デジタル田園都市国家構想との関わりもありますし、GIGAスクールがせっかくでき上がっているわけでありますので、ぜひそうした点についてのリードをお願いしたいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、後でまとめさせていただきますが、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。

幾つか申し上げさせていただきたいと思います。もう既にいろいろな委員の方からも御指摘があったように、教材を作る作だけ作って作、活用が十分ではないというのは本当に大きな問題だと思います。また、特にデジタル教材などはすぐ古くなってしまいますので、どういうふうにメンテナンスしていくのかという点も、これからしっかり考えていただき



たいと思います。

ネット上に載せて載せれば、どれだけ活用されているかも分かりますので、どのような教材がどういうふうに使われているかということをしっかり検証したり、古くなっているところは更新するとか。今、出ている、大変な時間と労力を使って作って作る教材です。それができたから終わりではなくて、しっかり検証して、駄目なものは更新するなりということで、しっかりメンテナンスして使い切るということをぜひ考えてほしいというのが大きな要望です。

そして、ポータルサイトのことも出ましたけれども、今、ウェブサービスというのは、インターフェースがちゃんとしていなければ、すぐユーザーに見捨てられてしまうというところですので、消費者庁もデジタル化に対応して、インターフェースにもとてもこだわって、使いやすいようなポータルサイトにしてほしいなと思います。デジタル化が消費者庁、とても遅れていると私、感じますので、教材提供の部分だけでも、もっとデジタル化を推進していただきたいなと思っています。

あと、すみません、ちょっと別件なのですが、次期に向けて、デジタルの被害が今、とても多いので、デジタルトラブルのことに対応した消費者教育というのはすごく大事だと思いますが、それに加えて、もう少し未然防止の方策ですか。公益通報者保護法とか消費者志向経営みたいな、新未来創造戦略本部、徳島で取り組んでいるのですけれども、その辺りの認知がなかなか上がっていかないのですが、そういう未然防止の対策に力を入れていくということも、すごく求められているのではないかなと思っています。

以上です。

○東会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

私も3期6年、この委員を務めさせていただきました。この間、コロナもあり、またコロナも1つの契機になってデジタル化も大きく進み、成年年齢引下げもその前から決まっていたとはいえ、我々事となったのはこの6年の間の出来でございましたので、本当にこの間、消費者庁はまだ立ち上がって期間の短い行政府でありながら、大変たくさんのことに対応されたと思っています。

私からは、皆様からも御指摘がありましたように、これまで作り上げてきたもの、特に消費者教育の教材については、一旦見直しをして断捨離をする必要があるのではないかと感じています。

ポータルサイトの見直しのときに1つ議論の俎上に上がったものの、行政だから難しいという話がありましたこととして、教材マーケットの中でマーケットメカニズムをある程度働かせて、淘汰させていかなければいけないところ、先ほどから色川先生や飯泉委員からもご提案のあったことですが、大学の学生さんとか先生の目や力を借りて、スコアリングではないですけれども、評価していただくようなこともしていただければと思

います。

今回、資料の中にはKPIの重要性についても指摘をいただいておりますけれども、KPIは何のためにあるのかということ考えたときに、PDCAを回して見直しをし、先ほど断捨離という表現をしましたが、限られた資源をより効率的に使うために一旦整理して、何を残していくのかということに、KPIはあるのであって、消費者庁を評価するためにあるわけではないと思っております。そのようにKPIというのは位置づけていただきたいと思えます。

次に、6年間で本当は力を入れてやるべきだったのにできなかったと思っていることとして、コーディネーターがあります。コーディネーターの育成はすごく重要な課題であると、委員は全員、そう思っていたと思えます。私ども消費者団体は、自治体や学校から講師派遣の依頼をいただいておりますが、かなり遠方から要請があり、派遣させていただいております。改めて、各地で、講師を含め消費者教育をどう調達するかが課題であると感じております。教育にはお金がかかります。お金をあまりかけずに、地元にあるものをどううまく調達して、消費者教育を作り上げていくか、その力がコーディネーターに求められていると思うのです。コーディネーター全体会議においては、世の中に提供されている様々な消費者教育の中から、こんなものが使えるというような情報をコーディネーターに提供して、消費者教育の調達力を高めることにも力を入れていただけたらと思えます。

次期に期待することとして、今回「消費者力」という言葉が出てきて、「学ぶ」「考える」「行動する」というのも出てきているのですが、「考える」というのは批判的思考、クリティカルシンキングだと思います。そして「行動する」というところですが、これまでの教材は、危ないのだから何もしないという否定的表現が多かったように思うのですが、今後は、何々しようという行動を起こすことを促すような教材づくりを期待しております。

最後に、次期の消費者教育の中に入れていただきたいこととして、メディアリテラシがあります。最近、山口真一先生という若い先生と情報交換させていただく機会があって、欧州では、小学校のかなり早い時期から、流れている情報のソースを確認するとか、その情報はだれにとっても正しいのかというようなことを考える姿勢を育てるメディアリテラシー教育が浸透しているが、日本は遅れているというお話をお聞きしました。ぜひそのところは入れていただきたいです。

また、先ほどの発言でも申し上げましたように、フェアネスという概念もお教えていただければ幸いです。グローバルにも、公正という価値は非常に重要な価値となりつつあります。社会が変化する中で、公正とは何かも変わっていくものなので、この公正という感覚というのは、消費者であり、事業生産者であり、様々な面を持っている人間だからこそ、この公正というものを考える力があると思うのです。先ほど公益通報者の話もありましたが、消費者教育として非常に重要だと思っておりますし、繰り返しますが、このようなところの教育は、消費者庁の消費者教育以外にできるところはなさそうな気がするのですが、ぜ

ひ力を入れていっていただきたいと思います。

6年間、大したことができませんでしたが、消費者団体の活動を通じて、消費者庁とも、また、推進会議でご一緒した皆様とも連携して、できる限りのことをしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。飯泉委員、坂本委員、そして永沢委員から御意見をいただきました。

一つ一つまとめはしませんが、共通してデジタル化への対応、デジタル教材、障害者のデジタル教材の話もありました。そして、メディアリテラシーの話とか。坂本委員からは、デジタル教材こそ、まさにすぐに古くなるのでというお話もあったところがございます。この辺りに関する御意見が1つ共通していたように思います。そして、それに関するメンテナンスとか更新ですね。

あとは、断捨離という言葉に象徴されましたけれども、情報を整理して使いやすい形にしていくということも、今後必要なことなのかなということですね。先ほどから御意見出ていましたね。

あとは、いろいろございましたけれども、整理していく中で、もちろんポータルサイトの見直しのことも先ほど来、たくさん出てまいりましたし。

それから、ごめんなさい、前へ行ったり後ろに行ったりして恐縮ですが、今、できている教材をどうやって整理していくかというときに、チェックしていただくわけですが、あるいはKPIを使ったり、いろいろな形で有効性を見ていくのですが、そのときに大学と連携するという話も出てきたところですね。消費者庁あるいは行政がやれることの負担が非常に大きい部分について、むしろそういった新しい関係とか新しいパワーを使うことによって、そこをカバーするだけではなくて、よりよい形にしていくという、この辺の新たな連携という辺りもお考えいただければということでございます。

そのほかにも、フェアネスのことも最後に出ましたし、幾つか御意見いただいておりますが、主な御意見のおまとめということで失礼したいと思います。

では、まだお手が挙がっておりますが、すみません、今日は最後に皆さんに一言ずつただこうということもございますので、まずは、この議題についての御発言ということで、宮木委員、お願いいたします。すみません、お待たせしました。

○宮木委員 すみません、ありがとうございました。

私から3点、手短に。

これから新NISAみたいなものが始まるなど、貯蓄から投資へという流れがあります。これまで投資は割と特別な人だったり、投資家だったり、知識も余裕もある人のものでしたが、これからは本当に普通の人々が老若男女問わずにやっていく時代に移り変わろうとしています。そうした中で、これは金融庁との連携が必要になってくると思いますけれども、これまでの金融教育とは違った形で投資を消費者教育に組み込んでいかなければいけなく

なるのではないかと考えています。

その中で、私どもの研究所でも提唱していますけれども、ファイナンシャルウェルビーイングウェルという考え方で、幸せを体感できるような消費の仕方とか、幸せを体感できるような投資の仕方というところで、「社会を育てる」という観点からの消費や投資とかが求められてくると思います。これは消費者市民社会の考え方に近いと考えているのですが、そういった観点も消費の中に含めて、「消費におけるウェルビーイングウェル追求」みたいなところも考えていく必要があると思います。

先ほど、「してはいけないこととか避けなければいけないことだけではなくて、アクションをどうやっていくかということも必要」という御意見がありましたけれども、まさにそれに近くて、これだけ成長率が非常に低くて経済がシュリンクしている中で、消費者として社会をどう活性化していくのかということも、消費者教育として入れていくべきではないかと私は思っています。これが2点目です。

それから、もう一つ、メディアリテラシーというところです。これは非常に格差が大きくて、先ほどの金融教育と同じなのですが、対象に応じた教材の提供というのが非常に重要になってくると思っています。本当に全然分からない人に提供する教材と、ある程度分かっている人たちに対する教材というところをきめ細かく見極めた上で、適切な情報を提供していく姿勢というか、対応がこれから非常に重要になるのではないかなと思っています。

以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。幸せを感じられる消費、ファイナンシャルウェルビーイングウェルとか、メディアリテラシーの関連でも補足の御意見をいただいたところでございます。

以上でよろしいでしょうか。まだおありかとも思うのですが、すみません、最後の一言のところ、また力を込めて御意見をいただければと思います。この3番目の議題につきまして、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、最後、いろいろと御意見いただき、かなり個別に具体的な御意見をいただいているところですが、6期に向けての課題の4つの項目の中で、ある程度はカバーできるのかなど。そこにあるいは補足の言葉とかが必要なのかもしれません、そういった内容も多くあったようにも思っております。大変恐縮でございますが、今日、いただいた御意見を踏まえて、最終的に加筆修正させていただくわけです。こちら、会長の私に一任とさせていただきますれば幸いです、いかがでしょうか。オンラインの皆様もよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○東会長 ありがとうございます。

それでは、今、言った形で最後のおまとめをするということにつきまして御承認いただいたということで。今回の最終の取りまとめ、その修正を含めての御承認をいただいたと

いうことで取りまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、残りのお時間がわずかでございますけれども、この第5期の消費者教育推進会議、最後となりますので、委員の皆様には1分以内ぐらいのお時間しか、多分ないのですけれども、申し訳ないです。一言ずついただければと思います。

では、オンラインで御参加の皆様の方から一言ずついただければと思いますが、五十音順で安藤委員からお願いいたします。

○安藤委員 日本社会福祉士会の安藤と申します。

この会議に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。最終的にはすぐよい成果物だなと思っております。

私、社会福祉士ですので、権利擁護のことを時々発言させていただいたと思うのですが、先ほどから飯泉委員もおっしゃっていただいていた、障害者に向けて、特別支援学校もそうなのですが、支援級の方々、それから不登校になっている方で学校教育を受けていない方たちもたくさんいます。ですので、その教材もそれぞれの方々に合わせたもので最終的にまとめていただくと本当にありがたいなと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○東会長 安藤委員、ありがとうございました。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 先ほどいろいろ申し上げましたけれども、大変お世話になりました。

オンラインでしか参加できずに大変残念だったので、いろいろな方々からいろいろな視点の御意見をいただけて、大変参考になりました。私、学校教育が専門の大学にいて、学校教育でどのように消費者教育に取り組んでいけばいいのかということについて、いろいろ考えさせられましたし、少しでもその道筋がこれからもどんどんつけられるようにしていきたいなど、改めて思いました。

また、消費者庁の徳島オフィスでも、日々、消費者教育推進とか、いろいろな実証事業もしていますので、各論でどんどんいろいろ進めていますので、それが良い方向に消費者行政を進められるように取り組んでいけたらと思っていますので、皆様といろいろ御協力しながら取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○東会長 坂本委員、ありがとうございました。

それでは、武井委員、お願いいたします。

○武井委員 金融広報中央委員会の武井でございます。

先ほどもお話が出ていましたけれども、これから貯蓄から投資へということで、安定的な資産形成を図っていくというのが国民的な課題ということになっていきます。確かに国民の金融資産は2000兆円を超えるという、一種金融・貯蓄大国でありますので、これを引き続き健全な方向へ安定させたいというのが私の願いです。

ただ、消費者教育との関係で言いますと、そうした一方で、オレオレ詐欺とか各種の金融詐欺事件というものが後を絶ちません。こうしたいろいろな不祥事といえますか、これ

を防止するためにも、広い意味での消費者教育というのはますます重要になってくると思っています。皆様の御協力を得て、私どももこれから金融教育ということに邁進していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 武井委員、どうもありがとうございました。

それでは、楯委員、お願いいたします。

○楯委員 日本経済団体連合会消費者政策委員会企画部会長の楯でございます。

この会議では、委員の皆様から多様な意見をいただいて、すごく良い取りまとめができたとともに、私自身大変勉強になりました。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日も1つ、「なるほど」と感じたことがございまして、先ほど、メディアリテラシーについて、海外に比べると、日本は幼少期からの教育が遅れているという御意見があったかと思っております。私は、実業のほうでは、コンビニエンスストア事業を展開するローソンに勤めているのですが、コンビニエンスストアというのは、働くアルバイトの子たちが大抵高校生ぐらいの若い方々でいらっしゃいます。彼らはお店で働く側になるわけですが、昨今、皆さまのお耳にも入っていると思っておりますが、いわゆるバイトテロですね、面白おかしくSNSに色々な投稿を上げてしまって、デジタルタトゥーと言われていますが、そうした投稿によって一生消えない傷が残っていくという事態がございます。

こうした事件をよく調べると、投稿主に悪気はなく、メディアリテラシーがないために、仲間内だけの共有だと思って、そうした迷惑行為を行ってしまったというのが大抵のケースです。それは店舗で働く側の話ですが、消費者教育にも同じようなことが起きているのではないかと思います。知識がないための悲劇を防ぐためには、若い頃からの教育が非常に大事です。今後の視点として、より若い世代へのメディアリテラシーの教育を、集中的に実施していただきたいと感じました。ありがとうございました。

○東会長 楯委員、ありがとうございました。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 NPO法人スマセレの田中です。

ふだんは若者とか障害者を中心に関わっているのですがけれども、コロナとかがあってから、本当に何が起こるか分からないような、次から次にいろいろなトラブルもこの間もどんどん出てきて、そういった面で消費者市民というものをどんどん増やしていかないとけないのだなというのを、会議の中でもいろいろ学ばせていただくことができました。

委員として十分な役割を發揮できたか分かりませんが、すごくいい勉強の機会になったかなと思いますので、これをまた今後も活動のほうでも生かしていけたらと思っております。皆さん、お世話になりました。ありがとうございました。

○東会長 田中委員、どうもありがとうございました。

では、宮木委員、お願いいたします。

○宮木委員 本当にいろいろありがとうございました。皆様の意見で本当に勉強させていただきました。

私の視点が、いわゆる「教育」というところではないところにあったようにも思うのですが、今、日本が徐々にみんなでゆでガエルのように貧しくなっていく中で、「幸せな消費」というものが社会やこれからの人の生活を支えていくと考えると、トラブルを回避しながら、いかに社会を活性化していくかというところが、これからの観点として非常に重要なのではないかと考えています。長きにわたって、本当にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○東会長 宮木委員、ありがとうございました。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 公益社団法人日本PTA全国協議会から参加させていただきました山田と申します。

保護者の1人として、ずっと見守ってきましたが、GIGAスクール構想で児童生徒一人一人に端末が渡されて、せつかくこういう教育に関する動画ができたのであれば、ぜひそれを端末とかから見れるようにしていただきたいですし、最近の子供たちが一人一人スマホを持っているような時代になっていますので、いつそういうトラブルに巻き込まれるかというのは、保護者の1人としてすごく冷や冷やしている状況で、今回の推進会議動画で未然に防ぐことができるようにしていただけるととても助かります。これからもぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○東会長 山田委員、ありがとうございました。

それでは、こちらにいらしていらっしゃる委員からも、本当に一言ずつというお時間しかございませんが、よろしくお願いいたしますと思います。

飯泉委員からお願いいたします。

○飯泉委員 先ほどもお話がありましたが、平成21年の9月1日に消費者庁ができて、今月でいよいよ15年目に入る。全国知事会で消費者側に立った役所が要るのだと提言し、全国知事会の決議となって、そして21年9月1日を迎え、さらには新未来創造戦略本部。消費者庁、霞が関の働き方改革のモデルにもなっただき、ようやく今年度から文化庁が京都へということになりまして、ある意味で消費者庁の皆さんは最先端を行っていただく。

しかも、それは何かというと、今回の東会長さんをはじめとする、こうした審議会は今回で5期目になるわけですが、より具体的なテーマ、そしてより多くの発信をしていただけたからこそ、まさに地に足がついた形がどんどん進んでいることをうれしく思うとともに、さらにデジタル化といった大きな課題に対して、ぜひこちらも率先して進んでいただきたいと思います。

本当に長い間、ありがとうございました。感謝申し上げます。

○東会長 どうもありがとうございました。

では、色川委員、お願いいたします。

○色川委員 よろしく申し上げます。私は、今回3期目で、たしか大昔の0期のときにも関わっているので、ずっと関わらせていただいて、ありがとうございます。

ここに来ると、つい国の話ばかりしてしまうのですけれども、実は私、地方の静岡市、沼津市、富士市とはずっと関わっているんで、地方が苦勞している状態をよく知っていて、その件について、もうちょっと発言できればよかったなど、今、反省しているところです。今後もぜひ地方の状態をよく理解した上で、国の施策を推進していただければと思っています。ありがとうございました。

○東会長 どうもありがとうございました。

柿野委員、お願いいたします。

○柿野委員 私は、今期の5期から関わらせていただきました。いろいろなことに関わらせていただいて、大変ありがたく思っております。

今、色川委員が地方のことを少しおっしゃったので、そのことに関連して最後に触れたいと思うのですが、私自身の研究テーマとして、消費者教育コーディネーターの在り方をずっと研究しております。今、全国のコーディネーターの方にヒアリングに行っているのですけれども、ある自治体から、国の交付金が令和6年度で終わったら、うちの自治体の教育・啓発部門はなくなりますというメッセージを受け取っています。これを地方だけの問題とするのではなく、国全体の問題として捉えて、各地における消費者教育を一層力強く進めていくことが非常に重要ではないかなと感じています。

お世話になり、ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 坂倉でございます。私は、この会議は3期6年参加させていただいたのですが、残念ながら今期をもって退任、交代ということになります。私もいろいろな検討会に参加したのですが、この推進会議は結構楽しみにしております、いろいろなことが勉強できましたし、いろいろな人にお会いできましたし、また分科会や検討会の座長など、いろいろ経験もさせていただいて、本当に感謝しております。

脆弱な消費者という言葉がありますが、今は誰もが脆弱な消費者になり得る時代ですので、消費者教育というのは今後ますます大事になってくると思います。今後、この会議には参加しませんが、別の形で、仕事なり、あるいは地域での消費者教育に関わって貢献していきたいと思います。

いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○東会長 どうもありがとうございました。

では、生水委員、お願いいたします。

○生水委員 私は第5期の2年間お世話になりました。どうもありがとうございました。

私は、23年間、地方の自治体職員として消費者行政の現場にいました。消費者行政で大切なのは、地域で暮らす方々の安心・安全を守ることだと思ってやってきましたし、地域の住民から相談を受ける最先端の現場にいるのは消費生活相談員であって、今、何が起きているか、何が必要なのかというのを一番よく分かっているのは消費生活相談員です。



ぜひとも教材等含めた消費者教育を考えるに当たっては、現場の声を聞いていただき、反映いただくようお願いしたいと思っております。本当にありがとうございました。

○東会長 どうもありがとうございました。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 私は、先ほど大体言ってしまったのですけれども、今回、6年間関わらせていただいたおかげで、私ども消費者団体でアクティブな高齢者による高齢者と学び合うICTリーダーと、エシカル消費の啓発リーダーというものを、こちらの推進会議に関わったおかげで立ち上げることができて、全国でそれぞれ100名近くが一生懸命頑張っています。

今、岸田政権の下では、労働力の減少、若い人がいない。リタイア組が頑張らなくてはいけない。消費者教育というか、教育はお金がかかる。元気なシニアのリタイア組が頑張っていて、そういうところを担いたいという人は多いと思いますので、消費者庁の皆様には、頑張る消費者団体で活動したいという人たちをぜひ応援していただきたいと思いますし、消費者庁の発信する情報を敏感に察知して動けるようになりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございました。

長島委員、お願いいたします。

○長島委員 2年間、大変お世話になりました。

各省庁等が連携して一生懸命作られて作っている教材を、ぜひ現場に届けたい。現場の先生方がどれだけ喜ぶかと思っておりますので、その体系をつくっていただきまして、早いうち、若いうち、早期のうちから「消費者力」の素地をつくっていききたいなと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございました。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 弁護士の中村です。私も6年間お世話になりました。ありがとうございました。

個人的には、私は弁護士ですので、消費者被害とかトラブルといったものから、何とかそれを防げないかということで消費者教育の問題に携わるようになったわけですが、その後、消費者教育推進法ができて、消費者市民社会を形成するといったところも消費者教育の範疇なのだということで、大きく消費者教育のウイングが広がり、その一方で、今までやってきた消費者被害の防止というものと、消費者市民社会の形成というものをどのようにつなげていくのか、どのようにバランスを取っていくのかという点に悩んでもまいりました。

そういった中で、今回、「消費者力」というものの、定義とまではいきませんでしたけれども、モデルを1つお示しすることができて、その中に3つの輪を形成して、“自分のこと”“周囲のこと”そして“社会のこと”ということで、私が悩んできた消費者被害を防止するということと、消費者市民社会というものを1つの輪の中に入れることができた

というのも、個人的には大変うれしく思っていますし、消費者教育推進法ができたということを受けて、1つの大きな成果になったかなと思います。

最後にもう一つは、消費者行政の司令塔、消費者問題の司令塔として消費者庁ができ上がったわけですが、教育の問題に関しては消費者庁だけで完結するということなかなか難しく、文部科学省をはじめとした各省庁の方々との連携が欠かせないと思います。そういった意味では、消費者教育の分野に関しては、教材づくりやいろいろな問題提起をこちらのほうでさせていただくとしても、文科省をはじめとした各省庁の強いバックアップを常にいただくということで、強い連携を持っていただければと思います。

以上です。

○東会長 中村委員、どうもありがとうございました。

委員の皆様、大変ありがとうございました。

私も4期になります。非常に長く委員をさせていただき、また会長についても3期、これで最後となりますが、十分な取りまとめもなかなかできず、皆様の貴重な御意見を伺って、私自身も勉強になるということを実感した、この推進会議でございました。本日もたくさん御意見いただきましたけれども、事務局の皆様にも本当に御協力いただいて、丁寧に対応していただいているところですので、最後の最後の取りまとめもきちんと責任を持ってさせていただきたいと思います。この間、本当に皆様、どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。

最後に、吉岡次長から一言御挨拶をいただきたいと思います。吉岡次長、よろしく願いいたします。

○吉岡次長 ありがとうございます。

本日は、第5期の消費者教育推進会議の最後の会議となりましたけれども、委員の皆様におかれましては、これまで率直かつ示唆に富む貴重な御意見を数多く頂きまして、心より御礼を申し上げます。

今期、御議論いただき改定いたしました基本方針に基づきまして、消費者教育コーディネーターの育成、機能強化等、盛り込まれた内容の実現に向けまして、関係省庁や地方公共団体、関係団体等と連携を密にいたしまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、次期の推進会議の課題としてお取りまとめいただきましたけれども、デジタル化への対応、地域における体系的な消費者教育推進のための体制整備、「消費者市民社会の構築」に向けた消費者教育、そして「消費者力」の育成・強化に向けた方策につきまして、引き続き議論を重ねていただきまして、実効性のある取組につなげてまいりたいと考えております。

本日で一区切りとなりますけれども、委員の皆様におかれましては、今後とも変わらず、消費者教育の推進に係る御理解と御協力を賜りますように、改めてお願い申し上げたいと

思います。

最後となりましたが、委員の皆様方の今後のさらなる御活躍を祈念申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。2年間、誠にありがとうございました。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、司会を事務局のほうへお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山地課長 ありがとうございました。

本日も活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。これまでの成果のメンテナンス、そしてそれを活用していく。そして、新しい宿題について、今回、皆様にいただいたと考えております。受け止めさせていただきます。来期、引き続き一層検討してまいりたいと考えてございます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。ぜひ今後とも消費者教育の推進にお力添え、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上で第35回「消費者教育推進会議」を終了させていただきます。本日、そして、これまで誠にありがとうございました。